



http:// www.
okamoto-pat.jp/

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2017 JUNE / 194号

★ 商標としての使用：「医の心」「医心」事件 ★

一見すると商標が同一又は類似で、指定商品・役務も同一又は類似であるような形で他人が商標を使用しているように見えるのに、侵害とされない場合があります。その1つの類型として、「商標としての使用」（商標的使用）ではないので、商標権の効力が及ばない（商標法第26条）、ということが挙げられます。つい最近もそのような判決がありました。東京地裁平成28年（ワ）第28591号（判決言渡し：本年4月27日）です。

1. 事案

原告は個人Aで、次の2つの登録商標を有しています。

(1) 第5587659号 「医の心」（標準文字）

第41類 「医学・歯学に関する知識の教授、医学部・歯学部に関する受験勉強の教授」ほか

(2) 第5858642号 「医心」（標準文字）

第41類 「医学・歯学・薬学又は看護学に関する知識の教授、医学部・歯学部・薬学部・看護学部又はその他の医療系学部に関する受験勉強の教授」ほか

被告は学習塾経営の学校法人河合塾です。被告は、平成27年4月、大阪校医進館において、医学部志望の高校1年生を対象とする「高1医進コース」の講座の一つとして「医心養成ゼミ」を開講し、平成28年4月からは「高2医進コース」の講座の一つとしても「医心養成ゼミ」を開講しました。被告は、同ゼミに関するウェブサイト及びパンフレットにおいて、「医の心」（被告標章1）「医心」（被告標章2）「医心養成ゼミ」（被告標章3）の表記を多く用いました。

原告は、被告に対して、被告標章1～3の使用差し止めと損害賠償請求を求めましたが、裁判所は原告の請求を全面的に却下しました。

2. 争点：被告標章の使用は商標としての使用にあたるか否か

(1) 原告の主張

被告の使用する被告標章は、被告の提供する受験勉強の教授の役務の内容を表象するものであり、受験生が被告の提供する役務を選択する動機付けに重要な役割を果たすものであるから、正に役務商標として使用されている。

(2) 被告の主張

被告標章の「医の心」「医心」という言葉は、医師の誠実性を示す言葉として普通に用いられており、同標章は、大阪校医進館で運営する医心養成ゼミのカリキュラムにおける獲得対象、すなわち医師としての誠実性を説明、記述した表示である。被告が「医の心」や「医心」を、自他の役務を識別する表示として用いたことはなく、いずれも本件カリキュラムで提供される内容を、普通に用いられる方法で説明する記述である。したがって、本件ウェブサイト等及び本件検索結果における被告標章の表示は、いずれも商標としての使用ではなく、本件商標権を侵害するものではない。

3. 裁判所の判断

本件ウェブサイト等を含む被告のウェブサイト及びパンフレットにおいて、被告標章1及び2は、医学部志望者が医師になるために学力とともに備えるべき心構えや素養を記述的に説明した語であり、被告標章3も、医師として必要な心構えや素養の養成を目的とするゼミであることを記述的に説明した語であると認められるから、これらの標章は自他識別機能を有する標識として商標的に使用されているものではなく、したがって、被告のウェブサイト及びパンフレットにおける被告標章1ないし3の使用には、本件商標権1及び2の効力は及ばない（商標法26条1項6号）。